

佐賀県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例を「」に公布する。

平成二十一年七月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十一号

佐賀県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(佐賀県行政財産使用料条例の一部改正)

第一条 佐賀県行政財産使用料条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「面積」を「面積等」に改め、同表の土地の庭球場、排球場及びこれらに類するものの項の次に次のように加える。

職員等の通勤のための駐車場	自動車 1台	1月	土地の価額等を勘案して知事が別に定める額
---------------	-----------	----	----------------------

別表の注の4中「定めたもの」の次に「(職員等の通勤のための駐車場として使用する場合を除く。)」を加え、同表の注の7中「「面積」を「面積等」に改める。

(佐賀県立都市公園条例の一部改正)

第二条 佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の備考を次のように改める。

備考

一 公園施設を管理する場合において、職員等の通勤のための駐車場として管理するときは、この表に掲げる額にかかわらず、佐賀県行政財産使用料条例(昭和三十九年佐賀県条例第三十三号)の別表に掲げる額とする。

二 使用面積、使用の長さ及び使用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数は、それぞれ切り上げて計算する。

(佐賀県漁港管理条例の一部改正)

第三条 佐賀県漁港管理条例(昭和四十八年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項

の規定により消費税を課さないこととされるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの

二 職員等の通勤のための駐車場としての占用

別表第一中

廣告塔、看板、電柱（その支柱又は支線を含む。）	佐賀県道路占用料条例 （昭和二十八年佐賀県条例第二十五号）別表に定める単位及び額による。
-------------------------	---

を

廣告塔、看板、電柱（その支柱又は支線を含む。）	佐賀県道路占用料条例 （昭和二十八年佐賀県条例第二十五号）別表に定める単位及び額による。
その他これらに類するもの及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物を設置する場合	佐賀県行政財産使用料条例（昭和三十九年佐賀県条例第三十三号）別表に定める単位及び額による。

に改める。

（佐賀県佐賀空港条例の一部改正）

第四条 佐賀県佐賀空港条例（平成十年佐賀県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「使用料は、」の下に「知事が納付すべき期限を別に指定した場合を除き、」を加える。

電柱、鉄柱、鉄塔 及びこれらに類するものの付設用地 並びに地下埋設物の付設用地として 使用する場合	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。
--	---

「」

電柱、鉄柱、鉄塔 及びこれらに類するものの付設用地 並びに地下埋設物の付設用地として 使用する場合	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。
職員等の通勤のための駐車場として 使用する場合	佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）別表に定める単位及び額による。

3

別表第1の趣旨のべく「消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの」や「次に掲げるもの以外の土地の使用」に改め、同表の備考のべく次のとおりとする。

- (1) 消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの

- (2) 職員等の通勤のための駐車場としての使用

附則

1 ハ)の条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 ハ)の条例による改正後の佐賀県行政財産使用料条例、佐賀県立都市公園条例、佐賀県漁港管理条例及び佐賀県佐賀空港条例の規定は、ハ)の条例の施行

の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料から適用する。

## 参考資料

第1条（佐賀県行政財産使用料条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表							
区 分		单 位		使 用 料			
種類	名称・構造等	面積等	期 間				
土	略						
	庭球場、排球場及びこれらに類するもの	略					
地	職員等の通勤のための駐車場	自動車 1 台	1 月	土地の価額等を勘案して知事が別に定める額			
	略						
	略						
(注)							
1～3 略							
4 使用期間について、使用期間に単位未満の端数があるとき、又は使用期間が単位未満であるときは、その端数期間又は単位未満の期間は、それぞれ単位に切り上げて計算する。ただし、月を単位として定めたもの（職員等の通勤のための駐車場として使用する場合を除く。）については、日割計算とする。							
5・6 略							
7 空間を利用して広告物を掲出する場合における本表の適用については、同表中「面積等」とあるのは、「広告物の表示面の面積」とする。							

## 第二条（佐賀県立都市公園条例の一部改正）に係る新旧対照表

別表第一（第九条関係）	改正後	別表第一（第九条関係）	改正前
略		略	
備考		備考	使用面積、使用的長さ及び使用期間 が単位未満のもの又は単位未満の端 数は、それぞれ切り上げて計算する。
一 公園施設を管理する場合において、 職員等の通勤のための駐車場として 管理するときは、この表に掲げる額に かかわらず、佐賀県行政財産 使用料条 例（昭和三十九年佐賀県条例第三十三 号）の別表に掲げる額とする。		二 使用面積、使用的長さ及び使用期間 が単位未満のもの又は単位未満の端 数は、それぞれ切り上げて計算する。	
第三条（佐賀県漁港管理条例の一部改正）に係る新旧対照表		第三条（佐賀県漁港管理条例の一部改正）に係る新旧対照表	
（使用料等）	改正後	（使用料等）	改正前
第十三条 甲種漁港施設を使用し、又は占用 する者は、別表第一の規定により算定した 額の使用料又は占用料（当該甲種漁港施設 の使用又は占用のうち次に掲げるもの以 外のものに係る使用料又は占用料にあつ ては、その額（漁港施設用地その他の漁港 施設（水域施設を除く。）の敷地の占用に 係る占用料でその算定の単位が月又は年 であるものにあつては、日割りをもつて算 定した額）に一・〇五を乗じて得た額の使 用料又は占用料。以下「使用料等」とい う。）を知事が指定する期日までに納付し なければならない。		第十三条 甲種漁港施設を使用し、又は占用 する者は、別表第一の規定により算定した 額の使用料又は占用料（当該甲種漁港施設 の使用又は占用のうち消費税法（昭和六十 三年法律第八百八号）第六条第一項の規定に より消費税を課さないこととされるもの 以外のものに係る使用料又は占用料にあ つては、その額（漁港施設用地その他の漁 港施設（水域施設を除く。）の敷地の占用 に係る占用料でその算定の単位が月又は年 であるものにあつては、日割りをもつて 算定した額）に一・〇五を乗じて得た額の使 用料又は占用料。以下「使用料等」とい う。）を知事が指定する期日までに納付し なければならない。	
一 消費税法（昭和六十三年法律第八百八 号）第六条第一項の規定により消費税を 課さないこととされるもの		一 消費税法（昭和六十三年法律第八百八 号）第六条第一項の規定により消費税を 課さないこととされるもの	
二 職員等の通勤のための駐車場としての 占用		二 職員等の通勤のための駐車場としての 占用	

改正後

		改正後		改正前	
		(着陸料等及び使用料)		(着陸料等及び使用料)	
第十七条 略		2 略		2 略	
3	着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わつたときに徴収し、使用料は、知事が納付すべき期限を別に指定した場合を除き、土地の使用開始前に徴収する。	3	着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わつたときに徴収し、使用料は、土地の使用開始前に徴収する。	3	着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わつたときに徴収し、使用料は、土地の使用開始前に徴収する。
4	略	4	略	4	略

第四条（佐賀県佐賀空港条例の一部改正）に係る新旧対照表

参考資料

改 正 後	改 正 前																					
<p><b>別表第2（第17条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">単 位</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">使 用 料 の 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの付設用地並びに地下埋設物の付設用地として使用する場合</td><td style="padding: 2px;">佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">職員等の通勤のための駐車場として使用する場合</td><td style="padding: 2px;">佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）別表に定める単位及び額による。</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 略      2 次に掲げるものの以外の土地の使用に係る使用料の額にあっては、この表の使用料の額に100分の105を乗じて得た額とする。      (1) 消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの      (2) 職員等の通勤のための駐車場としての使用      3～6 略</p>	区 分	単 位	使 用 料 の 額	電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの付設用地並びに地下埋設物の付設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。		職員等の通勤のための駐車場として使用する場合	佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）別表に定める単位及び額による。		略			<p><b>別表第2（第17条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">単 位</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">使 用 料 の 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの付設用地並びに地下埋設物の付設用地として使用する場合</td><td style="padding: 2px;">佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 略      2 消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料の額にあっては、この表の使用料の額に100分の105を乗じて得た額とする。      3～6 略</p>	区 分	単 位	使 用 料 の 額	電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの付設用地並びに地下埋設物の付設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。		略		
区 分	単 位	使 用 料 の 額																				
電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの付設用地並びに地下埋設物の付設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。																					
職員等の通勤のための駐車場として使用する場合	佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）別表に定める単位及び額による。																					
略																						
区 分	単 位	使 用 料 の 額																				
電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの付設用地並びに地下埋設物の付設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。																					
略																						